# 文部科学省改革、及び行政改革・ 政策立案機能強化に向けた取組

# 総論

政府は、平成25年1月、国民本位で時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するた め、全閣僚を構成員とする「行政改革推進本部」を設置しました。政府全体で各種の行政改 革を進めている中で、文部科学省も業務・予算の一層の効率化や効果的な運用を進めていま す。

また、効果的かつ効率的な行政の推進に当たっては、既存の政策の効果やその後の社会経 済情勢の変化に対応しながら、自らの政策を積極的に見直す姿勢が求められます。文部科学 省は、政策評価制度と独立行政法人評価制度を通じて、個々の政策や独立行政法人の業務の 必要性・有効性・効率性等を客観的かつ厳格に評価し、その結果を踏まえた見直しを行って きました。この見直しを引き続き進めていくことによって、行政における企画・立案 (Plan)、実施(Do)に加え、業績の測定・評価(Check)、その結果を踏まえた次の企画・ 立案への反映(Action)という循環型の行政管理(PDCAサイクル)の推進、活用を目指し ています。政策評価と独立行政法人評価の結果については、随時ウェブサイト等で公表する ことによって国民への説明責任を果たすことに努めています\*<sup>1</sup>。

なお、文部科学省が所管する教育、科学技術・学術、スポーツ、文化芸術の各分野の政策 は、財政状況に対応して伸縮し難い面を持つとともに、その成果の発現が中長期にわたるこ となどを踏まえて、評価を実施していく必要があります。

加えて、現在、文部科学省は、一連の不祥事\*2を受けて、平成31年3月に策定した「文 部科学省創生実行計画」に基づき、国民に信頼される新しい文部科学省の創生に向け、文部 科学省改革を進めています。

# 新しい文部科学省の創生に向けた省 改革の取組

文部科学省では、国民に信頼される新しい文部科学省の在り方とその実行方策を検討する ため、職員の自発的意思による議論・報告を踏まえつつ、平成31年3月に「文部科学省創 生実行計画 | を取りまとめ (図表 2-14-1 参照)、文部科学大臣を本部長とする「文部科学 省改革実行本部」において進捗を確認しながら、コンプライアンスの強化や組織風土の改 善、文部科学省を担う人材の強化、現場に根差した政策立案機能の強化、広報機能の強化、 業務改善の徹底など全46項目の取組を着実に進めているところです。

コンプライアンスの強化においては、弁護士等の目を入れて不祥事を防止する内部統制環 境を整備するとともに、職員を対象とした、再就職等規制や国家公務員倫理等を含めたコン プライアンス全般に関する研修を実施しています。

<sup>\*1</sup> 政策評価・独立行政法人評価については参照:https://www.mext.go.jp/a\_menu/hyouka/

<sup>\*2</sup> 平成29年1月の再就職等規制違反事案及び平成30年7月の幹部職員逮捕事案

このほか、採用区分等にとらわれない、資質・能力・適性に応じた人事配置の徹底、政策 立案機能の強化に向けた取組、「文部科学省業務改善計画」に基づく業務改善の推進など、 組織風土の改善等に向けた取組を進めています(図表 2-14-2 参照)。

これらの取組により、令和2年7月に公表した職員への意識調査結果においては、改革へ の取組が進んでいると考える職員が3年前に比べて大幅に増加するなどの状況が見えてきて います。今後ともたゆまぬ取組を進め、国民の信頼回復に努めつつ、我が国の将来を担う 「人づくり」をはじめとした諸課題の解決・推進に取り組んでまいります。

#### 図表 2-14-1 文部科学省創生実行計画 概要 (平成31年3月29日、文部科学大臣決定)

## 1. 経緯

-連の不祥事を受け、「文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム」の調査報告(平成 30 年 10 月等)、「文部科学省未来検討タスクフォース」の 提言 (平成 30 年 12 月) 等を真摯に受け止め、「文部科学省創生実行本部」 (平成 30 年 10 月 30 日設置) において全省的に更なる検討を加え、本実行計画を 取りまとめ

## (参考) 文部科学省創生実行本部 構成員

大臣<本部長>、樫谷隆夫氏、菊地敦子氏、城山英明氏、富山和彦氏、牧野光朗氏、山田秀雄氏、事務次官、文部科学審譲官、大臣官房長、大臣官房総括審

## 2. 変革すべき組織風土と今後の方向性

#### <変革すべき組織風+>

## 公益の追求、法令遵守、当事者意識

意欲・能力本位、一体性の確保

- (1) 法令遵守の精神、社会的影響力の自覚の欠如
- (2) 健全な政策形成・実行を阻害する内向きの思考様式 現場主義、スピード感、不断の内省と自己研集、風通しの良き 会外、昨日本位 一体性の確保
- (3) 硬直的な人事慣行や組織体制、縦割り意識
- (4) 幹部のリーダーシップ、実効的なガバナンス体制の不備 幹部の意識改革、ガバナンス強化

## <今後の方向性>

文部科学省は 人と知の力を通じた 豊かな未来の創出に貢献する

## 【行動指針(抄)】

- 国民全体へ奉仕する 対話・協働により、人の力を高め生かす
- 変化を見据え自ら学び続ける

## 4. 創生に向けた主な具体的取組

## (1) 組織風土改革及び組織体制・ガバナンスの強化

- ○不祥事を防止する内部統制環境の整備
- ・コンプライアンス推進の専属組織(省改革推進・コンプライアンス
- ・外部有職者から成るコンプライアンスチームの設置 ○幹部のリーダーシップの確立 ・幹部自身の業務運営上の方針の策定・周知

- ○自由闊達な組織文化の確立 等

## (2) 文部科学省を担う人材の強化(人材育成・採用・配置等の改革)

- ○文部科学省における人事の改革
- 国立大学法人との人事交流の改革
- ○「人材育成の基本的な考え方(仮称)」の策定 ○職位ごとに求められる能力(コンピテンシー)の策定 ○国家公務員倫理規程の遵守・徹底のための取組の充実 の策定・運用
- ○国家公務員としての基礎能力、政策立案能力、マネジメント能力の向上 を目指した研修の充実 等

## (3) 現場に根差した政策立案機能の強化

○若手のうちからの多様な業務(法令・予算・企画等)のバランス良い経験

3. 文部科学省創生の在り方(基本方針と行動指針)

- ○「提案型政策形成(仮称)」の導入 ○「省内公募ポスト」の導入
- ○省内公募人員の参画による業務の改善
- ○政策の企画・立案及び実施の各プロセスにおける現場との政策対話の促進 等

- ○組織的な広報活動に向けた省内体制の整備 ○国民の理解につながる広報の拡充
- ○職員の広報意識とスキルの向上

## (5) 業務改善の徹底

- ○業務改善の推進体制の整備と取組の徹底
  - ・事務次官を議長とする「業務改善実行会議(仮称) | の創設 等

## 5. 取組の実行性の確保

- ○大臣を本部長、省内幹部等を構成員とする<u>「文部科学省改革実行本部」を新たに設置</u>し、アウトプット(結果)だけではなくアウトカム(成果)に基づ く取組効果の検証を行い、必要に応じ、取組の支援や追加的な取組について検討を行う等、不断の改革を継続的かつ着実に推進。 ○新たに設置する省改革推進・コンプライアンス室において、事務次官直属の下で、文部科学省改革実行本部の事務局を担うとともに、省改革全体を俯瞰
- する立場から関係課の取組に対し報告・指示したり、計画実行の推進方策や更なる改革方針について文部科学省改革実行本部に提案。

#### 図表 2-14-2 文部科学省創生実行計画~これまでの進捗状況と今後の取組~【ポイント】

-連の不祥事(※)からの信頼回復のため、文部科学省の創生の在り方と実行方策について「文部科学省創生実行計画」(平成31年3 月)を取りまとめ、これに基づき46項目の取組を推進。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応として、必要な環境の整備など新しい仕事の仕方・働き方を推進。 (※) 「再就職等規制違反事案」(H29.1)、「幹部職員逮捕事案」(H30.7)

## **◆コンプライアンス、情報管理の徹底**

- ○外部有識者(弁護士、公認会計士)から成るコンプライアンスチームの設置
  - ⇒内部公益通報された案件(H31.4以降3件)についてチームの指導を受けつつ迅速かつ適切に対応
- ○文書管理・情報管理の徹底
  - ⇒文書の作成・保存に関するマニュアルの作成・周知、情報セキュリティ含むコンプライアンスに係る研 修をパッケージ化して実施

## ・専門知を活用し た体制の整備

・コンプライアン ス音識の強化

## ◆若手のやる気を引き出す

## ○若手のアイデアを政策として実現(提案型政策形成の導入、ゼロ局の設置)

- ⇒所属や役職を問わず若手を中心とした有志職員が組織横断的に政策立案に参画する仕組みを導入。提案 型政策形成では政策を職員から募集し、選定された提案の事業化が実現(令和2年度予算に計上)
- ○コールセンターの導入
  - ⇒代表電話に寄せられる電話をワンストップで受け付け、御意見を省全体で共有。電話対応以外の業務へ の注力化(月平均約1,400件対応)
- 職員の意欲・能 カの向ト
- 業務分却の改善 を図り、政策立 案等の時間を確

## ◆現場主義の徹底、戦略的広報

- ○新たな現場研修の創設
  - ⇒学校や教育委員会、ベンチャー企業等の現場における実践的研修を新たに創設
- ○政策対話や政策立案教養研修 (ドラメク) を通じた現場で活躍する人材との対話 ⇒現場の声や社会ニーズ・動向を把握。取組結果や情報・知見を省内共有を可能とするデータベースを設置
- ○情報発信力の強化 ⇒戦略的広報を実施する体制整備、発信ツールの強化、広報顕彰等による意識・スキルの向上
- ・現場の動向を踏 まえた政策立案 の実施
- ・国民の理解につ ながる広報

## ◆自由闊達な組織文化への転換

## ○省幹部と若手職員等との意見交換

⇒大臣や次官等の省幹部と若手職員の意見交換の場を設定

風涌しのよい職 場環境

## 少しずつ変化の兆しも…

H30.1 時点 R1.5 時点 R1.12時点 R2.7時点

64.1%

【職員の意識調査】 「今の職場に満足感を感じるか」に「感じる」「どちらかと言えば

感じると回答した割合

「改革が着実に進んできていると思うか」に「大いに思う」「ある 26.6% 程度思う」と回答した割合

66.4%

72.7%

48.3%

【ペーパーレス推進や超勤縮減に関連するデータ】

・平均在庁時間 (R1年度) 前年比: 17.8%減・コピー枚数実績 (R1年度) 前年比: 16.0%減 ・深夜帰宅時等のタクシ

使用料金実績(R1年度) 前年比:23.4%減

## 依然として残る改善点

一方で…

- ○マネジメントや自由に意見を言える雰囲気等について部署や役職による意識の差がみられる
- ○政策立案の手法・ノウハウの共有が十分でない、研修や現場を知る機会への参加もまだ積極的には行われていない
- ○業務が増え続ける中で業務の削減や効率化を求める声が多く、そもそも改善を図ろうという意識が低いという意見も少なくない

等々、「マネジメント」「政策立案」「人間関係」「労働環境」に対する改善点も依然として組織内に存在している

(職員の意識調査より)

## 今後の強化ポイント

- ▶ 円滑な意思疎通に向けた自由に意見を言いやすい環境構築の促進(1on1ミーティング、幹部とのランチ会など)
- ▶ 人材強化のための管理職マネジメントの改善(マネジメント研修の更なる充実、多面観察の活用)
- ▶ 職務を通じた能力向上、個人の経験知を組織の共有知にするための取組の推進 (EBPMの観点から新規要求事業等においてロジックモデルの作成、政策立案に役立つ知の共有化を図る仕組みの構築など)
- ▶ 戦略的広報の強化(報道対応スキルの向上、効果的な広報手法を用いた戦略的な情報発信の強化)
- ▶ コロナ後の新しい仕事の仕方・働き方の検討(通信環境の強化、リモートワークを活用する際の仕事の仕方の検討など)

竿

○志をもって入省した職員が、原点を忘れることなく、<mark>やりがいをもって公務に従事し、真に国民に必要とされる質の高い政</mark> <u>策に優先順位**をつけて取り組む**ことができる</u>環境を整えることが、人の知恵や力を大事にする文部科学省にとって、組織の根 幹に関わる課題である。

○各取組について<u>「今後の強化ポイント」を踏まえながら引き続き推し進める</u>とともに、今後は特に、<u>組織の原動力である</u>職 <u>員<mark>が最大限能力を発揮</mark>できるよう、<mark>「人材力の強化」</mark>という観点に注力し改革を進め、中長期的視点から文部科学省という組</u> 織の創生・強化を図っていく。

# 第2章 行政改革等の推進

## 11 地方分権改革

地方分権改革については、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入 していますが、地方公共団体に対する事務・権限の委譲等を更に推進するため、政府におい て、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)が策 定されました。この閣議決定を受けて、地方公共団体の自主性の強化、自由度の拡大が図ら れています。

## 2 国家戦略特区

国家戦略特区とは、経済社会の構造改革を重点的に推進することによって産業の国際競争 力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を推進する観点から、国が定めた区 域において、規制改革等の施策を総合的・集中的に推進する制度です。

文部科学省関係では、公立学校の管理を民間に委託することを可能とする学校教育法の特 例や、国際的な医療人材育成のための医学部新設に関する特例告示、獣医師が新たに取り組 むべき分野における具体的需要に対応するために1校に限り獣医学部を新設することを可能 にする特例告示があります。

## 8 構造改革特区

構造改革特区とは、地域で設定した区域において、各地域の特性に応じて規制の特例措置 の適用を受けて、様々な分野における構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図り、 国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とした制度です。

文部科学省関係では、特例措置として実施された事業のうち、各特区にとどめることなく 全国展開などの措置を行ったものは25件あります(令和3年3月現在)。

# 第3章 政策推進・評価

## ■ 政策推進のための取組

我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信 頼される行政を展開するためには、エビデンスの活用等を通じて政策課題を迅速かつ的確に 把握して、有効な対応策を選択し、その効果を検証することが必要です。そのため、政府全 体で、証拠に基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making (EBPM))が推進されてお り、文部科学省においても、省内の関係部署の連携体制を構築し、EBPMの実践に取り組 んでいます。今後も、ロジックモデルの作成等を通じて現状分析、課題の特定、事業の目 的・目標・成果等の明確化を図るなど、省内における実践的取組を進めていきます。また、 統計等エビデンスデータの取得・活用の促進や、政策評価など他の取組と効果的な連携を図 るとともに、外部有識者等の知見も活用し、職員の能力向上のための研修等も引き続き実施 するなど、EBPM推進のための環境整備や人材の確保・育成に取り組んでいきます。

社会課題が複雑化・多様化する中で、政策の企画・立案には、これまで以上に産学官民の 課題に関係する者(ステークホルダー)と連携しながら共創・協働していく姿勢が求められ

ています。このような背景を踏まえ、文部科学省の政策立案機能(事業設計含む)の向上の ための取組として、「対話型政策形成」(政策の企画立案及び実施の各過程において、ステー クホルダーとの対話を通じて政策形成を行う取組)を推進しています。

また、令和2年6月に成立した「科学技術・イノベーション基本法」(令和3年4月施行) 等を踏まえ、多岐にわたる政策的要請や課題と向き合い、時宜を得た政策につなげていくた め、平成24年に設置した「科学技術改革タスクフォース戦略室 | 等の省内体制も活用しつ つ機動的かつ戦略的な政策立案・検討プロセスを進めています。令和2年度には、政策的に 重要でありながらも十分に検討が進んでいない部署横断的な政策課題について、若手有志職 員を中心に産学官民の幅広い方々との間で政策対話と検討を重ね、その活動成果を報告書 (令和2年8月)として取りまとめました。さらに、同年11月には、省内の若手職員の柔軟 性・機動性・多様性を生かしてゼロから1を生み出す「政策の苗床」として、「局横断・萌 芽的政策検討チーム("ゼロ局")」を省内に新たに設置しました。ゼロ局では、With/After コロナ時代の新たな現場主義を志向しつつ、大学・研究機関等のアカデミアや民間も含め幅 広い共創関係の構築と実質的な政策検討を進めていくことで、中長期的視座から未来志向の 政策形成プロセスの実践に取り組んでいます。

「今後の文部科学省の在り方を考えるタスクフォース報告(平成29年7月21日)」におい ても、戦略として掲げられている政策立案機能の強化のためには、既存の思考にとらわれる ことなく、様々な立場の方との対話を通じて、社会の理解を得ながら政策の企画立案や実施 に取り組む姿勢・能力が文部科学省職員に求められています。これらの姿勢・能力を醸成す る機会を提供するため、「政策立案教養研修 (Driving MEXT Project)」を実施しており、 民間企業や外部有識者等による講演会や勉強会などを行いました。

加えて、「文部科学省創生実行計画(平成31年3月29日)」に基づき、職員の政策立案能 力の向上と文部科学施策の充実を図る取組の一環として、令和元年度から「提案型政策形 成」を実施しています。本取組では、文部科学行政に関する柔軟で創造的な発想での政策形 成を図るため、職員から政策の提案を幅広く募集し、現場に根差した政策立案機能の強化を 図る観点から、省外の様々なステークホルダーとの対話を通じて提案内容の練り上げを行い ます。これまで提案された政策で審査を通過したものは、予算措置が行われるなどして、政 策として実施されています。

令和2年度においては、DX(デジタルトランスフォーメーション)をテーマとして募集 し、11件の応募がありました。現在、そのうち4件の提案について具体的な実施に向けた 検討を進めています。

政策立案機能を強化するため、今後も省内外の方々の協力を得ながら、一層の取組を進め てまいります。

## 2 政策評価の実施

文部科学省においては、政策評価に関する中長期的な計画である「文部科学省政策評価基 本計画」と年度ごとの実施計画である「文部科学省政策評価実施計画」を策定しており、こ れらに基づいて政策評価を実施しています。また、「文部科学省の使命と政策目標」(以下、 「政策体系」という。)を定め、政策の体系を明らかにしています(図表 2-14-3)。

政策評価制度では、政策を実施する者が自ら評価を行うことが基本とされていますが、客 観性及び厳格性を確保するため、学識経験者などを構成員とする「政策評価に関する有識者 会議」を開催し、目標・指標の設定等について助言を得ています。

## (1) 事前評価の実施

以下の三つの事項について、必要性・有効性・効率性等の観点で事前評価を行っています。

## ①予算要求を行う事項

令和3年度概算要求では、新規又は拡充を予定している研究開発事業のうち、総額10億円以上を要することが見込まれる計9事業を対象に、事前評価を実施しました。

## ②規制の新設・改廃を行う事項

令和2年度は、法律又は政令の制定又は改廃により、規制(国民の権利を制限し、又は義務を課する作用)を新設又は改廃するもの1件を対象に、事前評価を実施しました。

## ③税制改正要望を行う事項

令和3年度税制改正要望を行おうとするもののうち、法人税・法人事業税・法人住民税に 関する租税特別措置・税負担軽減措置の要望を行うもの3件を対象に、事前評価を実施しま した。

## (2) 事後評価の実施

以下の三つの事項について、必要性・有効性・効率性等の観点で事後評価を行っています。

## ①目標管理型の政策評価を行う事項

目標管理型の政策評価とは、あらかじめ設定された目標の達成度合い等について評価を行うもので、5年を目安に各施策について事後評価を実施しています。

令和2年度は、「文部科学省の使命と政策目標」(図表 2-14-3) に掲げる全42の施策目標のうち、4つの施策目標の元年度までの実績について、事後評価を実施しました。

## ②規制の新設・改廃を行った事項

規制の新設・改廃を行う際の事前評価において定めた時期を踏まえて事後評価を行っています。令和2年度は2件実施しました。

#### 図表 2-14-3 文部科学省の使命と政策目標

## 文部科学省の使命

教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置付け、これを通じ、「教育・文化・スポーツ立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

## 政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進

国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる 場所において学習することができ、その成果を適切に生かすこと のできる社会を実現する。

施策目標1-1 教育分野に関する客観的根拠に基づく政策立案

施策目標1-2 海外で学ぶ児童生徒等に対する教育機能の強化

施策目標1-3 魅力ある教育人材の養成・確保 生涯を通じた学習機会の拡大 施策目標1-4

施策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上

施策目標1-6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の 推准

## 政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成 と信頼される学校づくり

子供たちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成するこ とのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進

施策目標2-1 確かな学力の育成

施策目標2-2 豊かな心の育成

施策目標2-3 健やかな体の育成

施策目標2-4 地域住民に開かれた信頼される学校づくり

施策目標2-5 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進

施策目標2-6 教育機会の確保のための支援づくり

施策目標2-7 幼児教育の振興

施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

## 政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

全国全ての地域において優れた教職員を必要数確保し、教育の 機会均等と教育水準の維持向上を図る。

施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

## 政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興

「知識基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けてい くために、高等教育を時代のけん引役として社会の負託に十分応 えるものへと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援する という双方向の関係を構築する。

施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上

施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

## 政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援 の推進

学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、 奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進 する。

施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

## 政策目標 6 私学の振興

私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の 健全性の維持向上を図る。

施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

## 政策目標7 イノベーション創出に向けたシステム改革

オープンイノベーションを推進する仕組みを強化するとともに、 社会との多様なステークホルダーとの共創を通じて、イノベー ション創出を促すシステム構築を図る。

施策目標7-1 産学官における人材・知・資金の好循環システ ムの構築

科学技術の国際活動の戦略的推進

施策目標7-3 科学技術イノベーションの創出機能と社会との 関係の強化

## 政策目標8 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

科学技術イノベーションを支える人材の質向上と能力発揮を促 イノベーションの源である多様で卓越した知を生み すとともに、 出す基盤を強化する。

施策目標8-1 科学技術イノベーションを担う人材力の強化

施策目標8-2 イノベーションの源泉としての学術研究と基礎 研究の推進

施策目標8-3 研究開発活動を支える研究基盤の戦略的強化

## 政策目標 9 未来社会に向けた価値創出の取組と経済・社会的 課題への対応

「超スマート社会」を世界に先駆けて実現するための取組を強化 するとともに、国内外で顕在化している重要政策課題に対応する 研究開発や国家戦略上重要な基幹技術開発を重点的に推進する。

施策目標9-1 未来社会を見据えた先端基盤技術の強化

施策目標9-2 環境・エネルギーに関する課題への対応

施策目標9-3 健康・医療・ライフサイエンスに関する課題へ の対応

施策目標9-4 安全・安心の確保に関する課題への対応

施策目標9-5 国家戦略上重要な基幹技術の推進

## 政策目標10 原子力事故による被害者の救済

原子力事業者による原子力損害を賠償するための措置が適切に 図られるとともに原子力損害賠償補償契約に基づく補償を速やか に実施することにより、被害者への迅速、公平かつ適正な救済を

施策目標10-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するた めの適切な措置の確保

施策目標10-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正 な実施

## 政策目標11 スポーツの振興

世界共通の人類の文化の一つであるスポーツを国民の成熟した 文化として一層根付かせ豊かな未来を創るとともに、全ての人々 がスポーツの力で輝き、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界 を創る。

施策目標11-1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポー ツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・ 場の充実

施策目標11-2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の 実現

施策目標11-3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な 人材育成や環境整備

施策目標11-4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるス ポーツの価値の向上

## 政策目標12 文化芸術の振興

優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化 を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現

施策目標12-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実

施策目標12-2 文化芸術を通じた創造的で活力ある社会の実 現

施策目標12-3 文化芸術を通じた心豊かで多様性のある社会 の宝珥

施策目標12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成

## 政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の 推進

人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国 際社会の構築の一翼を担う。

施策目標13-1 国際交流の推進 施策目標13-2 国際協力の推進

## 3 政策評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、予算要求や法令による制度の新設・改廃等の政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されることが重要です。文部科学省では、令和2年度に行われた政策評価の結果が、どのように政策に反映されたかについて、令和3年3月に「政策評価の結果の政策への反映状況(令和2年度)」として公表しました。

## 4 独立行政法人評価

独立行政法人は、平成13年の中央省庁等改革の一環として、国の政策を効果的・効率的 に実現することを目的として創設された機関です。

「独立行政法人通則法」(以下、「通則法」という。)においては、独立行政法人のうち、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人を「中期目標管理法人」、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展、そのほかの公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人を「国立研究開発法人」としています。各独立行政法人の主務大臣は、通則法等に基づき、中(長)期目標の策定・指示、中(長)期計画の認可、業務の実績に関する評価、業務及び組織の全般にわたる見直し等を行います。主務大臣は、中(長)期目標の策定においては、総務省の「独立行政法人評価制度委員会」の意見を聴かなければならず、業務の実績に関する評価並びに業務及び組織の全般にわたる見直しにおいては、同委員会に通知することとなっています。また、国立研究開発法人については、これらに加えて、同委員会への意見聴取及び通知に際し、研究開発に関する審議会(文部科学省においては、「国立研究開発法人審議会」)の意見を聴かなければならないこととなっています。さらに、主務大臣は評価の結果に基づき、必要があると認める場合には、当該独立行政法人に対する業務運営の改善そのほかの勧告を行います。

これによって、主務大臣の下での一貫したPDCAサイクルが確立され、独立行政法人の 政策実施機能が最大限発揮されることとなります。

文部科学省では、所管又は共管の24法人(日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)を含む。)の業務について、以下の4種類の評価(図表2-14-3)を実施しています。

- ①毎年度所管の全法人に対して実施する、年度の業務実績に関する評価(年度評価)
- ②中長期目標期間の途中に法人の長の任期が終了する法人に対して実施する、それまでの目標期間における業務の実績に関する評価(中間評価、国立研究開発法人のみ)
- ③中(長)期目標の最終年度である法人に対して実施する、次の目標期間に向けた業務・組織見直しや次期目標策定のための評価(見込評価)
- ④中(長)期目標が前年度に終了した法人に対して実施する、前年度に実施した見込評価を 踏まえた評価(期間実績評価)

また、見込評価を実施した法人に対しては、当該評価等を踏まえて、次期中期目標において取り組むべき「業務及び組織の全般に関する見直し内容」を決定します。この見直し内容を基に翌年度からの中(長)期目標を決定し、法人に指示するとともに、目標に基づき法人が作成した中(長)期計画を認可しています。

#### 令和 2 年度に実施した文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価結果 図表 2-14-4

## ◆令和元年度における業務の実績に関する評価結果

(山期日煙管理法人)

(十分)口标日在四八/		
法人名	総合評定	
国立特別支援教育総合研究所	В	
大学入試センター	В	
国立青少年教育振興機構	Α	
国立女性教育会館	В	
国立科学博物館	Α	
国立美術館	В	
国立文化財機構	В	
教職員支援機構	Α	
日本学術振興会	Α	
日本スポーツ振興センター	Α	
日本芸術文化振興会	В	
日本学生支援機構	В	
国立高等専門学校機構	В	
大学改革支援・学位授与機構	В	
日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	В	

(国立研究開発法人)

(日至初元而光仏八)		
法人名	総合評定	
物質・材料研究機構	Α	
防災科学技術研究所	Α	
量子科学技術研究開発機構	Α	
科学技術振興機構	Α	
理化学研究所	Α	
宇宙航空研究開発機構	Α	
海洋研究開発機構	Α	
日本原子力研究開発機構	Α	
日本医療研究開発機構	А	

※評定は、記述及びS、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。各年度における業務実績と評定区分の関係は、中期目標管理法人は以下の評定区分1、国立研究開発法人は以下の評定区分2のとおりである。

## ◆目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価結果

(山期日煙管理法人)

(170110101010101010101010101010101010101		
法人名	総合評定	
国立特別支援教育総合研究所	В	
大学入試センター	В	
国立青少年教育振興機構	А	
国立女性教育会館	В	

法人名	総合評定
国立科学博物館	Α
国立美術館	В
国立文化財機構	В
教職員支援機構	А

※評定は、記述及びS、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。目標期間における業務実績と評定区分の関係は以下の評定 区分3のとおりである。

## ◆目標期間における業務の実績に関する評価結果

(国立研究開発法人)

法人名	総合評定
日本医療研究開発機構	Α

※評定は、記述及びS、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行う。目標期間における業務実績と評定区分の関係は中期目標管理法人では以下の評定区分2、国立研究開発法人では以下の評定区分4のとおりである。

- (評定区分 1) S:中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認
- のられる。 A:中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 B:全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 C:全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。 D:全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

- □・室体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた扱本的な改善を求める。
   (評定区分2)
   S:国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
   A:国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
   B:国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
   C:国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏ま務運営がなされている。
  - C:国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
  - D:国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

## (評定区分3)

- S:中期目標管理法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認
- のられる。 A:中期目標管理法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 B:全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。 C:全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。 D:全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

- S: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
  A: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
  B: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。 (評定区分4) S:国立研究開発法人の目的・業務、
- 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案 した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされて
- 法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案 C: 国立研究開発法人の目的・業務、 中長期目標等に照らし、
- した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。 D:国立研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。 た結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改 善等を求める。